

# 「これからの医業経営の在り方に関する検討会」 最終報告書(抄)

## Ⅲ 医療法人を中心とする医業経営改革の具体的方向

### 1 非営利性・公益性の徹底による国民の信頼の確保

- 医療法人については、昭和25年の制度創設時から、剰余金の配当禁止が罰則を伴い法定されている。国民皆保険制度が定着した今日において、この規定が一層遵守されなければならない。
- この点に関し、様々な手段を通じて事実上の配当は行いうること、病院の内部留保を通じた個人財産の蓄積や解散時の残余財産の分配は可能であること、さらには、営利法人によって事実上、医療法人の経営が支配されている事例が存在することなどをもって、医療法人制度における「非営利性」が形骸化しているとする意見がある。
- 医療法人制度は、前述のとおり、非営利性を担保しながら、医療の永続性・継続性を確保することを目的とした制度である。これらの問題点は、主に社団医療法人における「持分」に起因するものであることから、特に病院を開設する医療法人を念頭に、持分の定めのない法人へ移行し、「非営利性」を徹底しつつ、「医療の永続性・継続性」の確保を図ることを将来的方向とし、以下のような非営利性・公益性の徹底を図るための改革に着手するべきである。

#### (1) 特別医療法人制度・特定医療法人制度の普及

- 医療法人のうち、公的な運営を確保するための一定の要件を満たす法人類型として、租税特別措置法に基づき、法人税の軽減税率が適用されている特定医療法人制度のほか、医療法に基づき、経営安定化の観点から、その収益を医業経営に充てることを目的とした収益業務を実施できる特別医療法人制度がある。特別医療法人制度は、平成10年の第3次医療法改正時に創設されたものの、公益性の高い病床に係る規制、理事長等との同族関係者である職員に関する給与規制等によりその要件の達成が困難との指摘もあり、現在のところあまり普及していない。
- 今後は、医療の非営利性を徹底する趣旨から、特別医療法人や特定医療法人について、既存の持分の定めのある社団医療法人が持分のない医療法人に移行するための機能を併せ有しているという観点を踏まえ、これらを普及していくことが必要であり、具体的には、次のような措置を講ずるべきである。

#### ① 特別医療法人制度について

- 医療法人全般の公益性を高めるため、病院を経営する医療法人のみならず診療所であっても公益性の高い政策的な医療を提供しているものを経営する医療法人についても評価で

きるようにするという観点も踏まえながら、例えば関連税制上、特別医療法人としての評価を受けるために必要な公益性を損なわない範囲で、次に掲げるような措置を行う必要がある。

#### ア 特別医療法人の要件の緩和

- ・ 公益性の判断に際して緩和ケア病床など9種の特定の病床を含まなければならないこととされているが、これ以外にも、例えば、地域の救急医療体制に係る輪番制に参加しているもの、離島を始めとする過疎地域において診療所を経営するもの等、行政が政策として推進すべき医療として運営費補助金の対象となりうるものを参考に特別医療法人の対象となりうるものの範囲を広げること。
- ・ 社会保険診療報酬の収入に占める割合が8割を超えなければならないこととされているが、健康増進法の成立など予防医療等の重要性が増しており、健康づくり・疾病予防の推進が図られていることを踏まえ、一定の公的な枠組みの下で行われる健康診査に係る収入についても社会保険診療報酬に準じた取扱とすること。
- ・ 役職員の給与について、定額の上限規制に加えて、同種の職務内容及び年齢の役職員との比較した階層的な規制がなされているが、医療機関が柔軟な給与体系を構築し、優秀な医師や職員を採用できるよう、階層的な給与規制を廃止すること。

#### イ 収益業務規制の大幅な緩和

- ・ 収益業務としては、病院等の安定的運営等の観点から告示で定められている特定の業務に限定して認められているところであるが、特別医療法人については、公益性や安定性等の観点から厳格な規制がなされていることを踏まえ、医療機関として不適切な一定範囲の業務は格別として、極力幅広く認めることとすること

## ② 特定医療法人制度について

- 法人税について軽減税率が適用されている税制上の制度であることから、大幅な要件緩和は困難であるが、近年の療養環境改善のニーズ等を踏まえ、差額ベッドに関しては、一定の要件緩和を図る必要がある。

### (2) 社団医療法人の持分について

- 永続性を旨とする医療法人制度にとって例外ともいべき解散などの場合において、持分の定めのある社団医療法人については、内部留保金が出資額に応じて分配されることがあることを事実上の利益配当と評価しうるかは、なお、議論の余地がある。他方、現実には、医療法人制度の創設以来50余年を経て、その出資持分に含まれる払戻請求権が高齢化した社員や、死亡した社員の相続人により行使されるようになったため、社員の世代交代に際して医療法人の存続そのものが脅かされる事態を招いていることは事実である。こうした問題に対処し、将来の医療法人のあるべき姿である持分がなく公益性の高い特定医療法人又は特別医療法人への円滑な移行を促進するための1つの方策として、出資額限度法人(社員の払戻請求権を出資額にのみ制限した定款を有する社団医療法人)の制度化が必要であるとする意見があった。

- こうした主張については、特定医療法人、特別医療法人、一般の医療法人との相互関係（それぞれの法人類型の公益性の評価）や、「出資額のみで限定された払戻請求権」の意味・その及ぶ範囲、さらには、持分の払戻しに係る取扱を改める際、法人・社員双方について税制面の措置を講ずることとしたときに、特別・特定医療法人との対比から、公益性の確保のため、どのような要件を設けるべきかといった論点を踏まえながら、財務、税務、会計を含めた関係者の理解を得るよう、その在り方について検討する必要がある。

### (3)非営利性の徹底

- 適切な医療提供を確保する趣旨からすれば、非営利性の原則に照らし、一部の不適切な実態は速やかに是正し、非営利性を徹底するための方策を講ずることによって、国民に信頼される医療提供体制を確保するべきである。
- こうした観点から、これまでも、
  - ① さまざまな名目による事実上の剰余金配当の実施
  - ② 役員のパイプなどの人的関係、出資などの資金関係などを通じた営利法人による医療経営支配等による営利的な医療経営の防止に向けて、通知等により考え方が示されるとともに、必要な指導が行われてきたところであるが、これを一層強化するため、具体的には、
  - ① 事実上の配当と見られる行為、営利法人による医療支配の排除に向けての指導状況の点検
  - ② こうした点検の結果を踏まえた営利性を排除するための医療法人に対する指導指針の策定
  - ③ 監事等を活用した医療法人等による内部点検
  - ④ 非営利性の観点から見て不適切な医療法人に対し、医療法に基づいて行う法人検査等の在り方の見直し等の措置を講ずるべきである。
- なお、社団医療法人について、社員資格の喪失時の持分払戻及び解散時の残余財産の処分を払込済出資額に応じて行う点については事実上の配当に当たり、非営利性の観点から問題ではないかという意見があることを踏まえ、運用面を含めたモデル定款の見直しなど、出資額に応じた内部留保金の配分が行われないようにするための自主的な対応を促す方策を講ずるべきとの意見があった。